

# 申告書の記入例

## 前年中に収入があった方

### ▼申告書 表面

必ず記入、押印してください。 1月1日の住所と異なる場合には記入してください。 日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

令和2年3月16日 令和2年度 市民税・県民税(国民健康保険税・介護保険料) 申告書  
(宛先) 春日市長

令和2年 1月1日の住所	春日市原町3丁目1番地5	番号確認 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 確認資料 免・保・マ・手・他( )
現住所	同上	整理番号 2 <input type="checkbox"/> 記入する必要はありません
フリガナ	カスガ タロウ	屋号
氏名	春日 太郎	電話番号 (092) 584-1111
生年月日	明(皇)令 15年 4月 1日	世帯主名 春日 太郎(続柄 本人)
個人番号	38 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (単位は円)

⑩ 社会保険料控除	合計額	178,600
国民健康保険料	15,600	
介護保険料	150,000	
国民年金料	13,000	
その他		
⑪ 小規模企業共済掛金控除	合計額	
小規模共済		
その他		
⑫ 生命保険料控除	合計額	12,321
新生命保険料	1,232	
旧生命保険料	11,089	
⑬ 地震保険料控除	合計額	4,235
地震保険料	4,235	
⑭ 寡婦(寡夫)・勤労学生控除	合計額	
寡婦(寡夫)		
勤労学生		

P2 参照

P2 参照

### 16 配偶者(特別)控除

配偶者の氏名 春日 花子 生年月日 516-1-11 同居別居  同居  身・籍・療 級

配偶者の個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8

P3 参照

### 17 扶養控除

扶養者の氏名 春日 ハル工 生年月日 T5-11-1 続柄 母 同居別居  同居  身・籍・療 級

扶養者の個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

P3 参照

### 18 基礎控除

基礎控除 330,000

⑲ 雑損控除	合計額	
⑳ 医療費控除	合計額	3,400
支払った医療費等	3,400	
保険などで補填される金額	0	

給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市・県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

## 前年中に収入がなかった方(前年中に課税所得がなかった方)

収入がなかった方は、申告書裏面の「前年中に課税所得がなかった方」欄の該当する番号に○印を付け、必要事項を記入してください。

### ▼申告書 裏面

#### 前年中に課税所得がなかった方の記入欄 (該当するものに○をして、必要事項を記入してください。)

1 下記の者に扶養されていた	5 非課税所得で生活していた
同居 1 配偶者 2 親 3 同居人 4 その他( )	1 遺族年金 2 障害年金 3 その他( )
別居) 住所	受給額 1,200,000 円
氏名 (続柄)	
2 学生で所得がなかった	6 預貯金にて生活していた
学校名	7 その他
3 失業中であった	(前年中にどのように生計を立てていたか記入してください)
期間 年 月～ 年 月	
失業保険 有・無 受給額 円	
4 生活保護法による生活扶助を受けていた	
期間 年 月～ 年 月	

# 申告書の各項目の説明及び申告書の書き方

## ●収入・所得金額…前年中に得た収入等について該当する項目に記入してください

ア及び①またはイ及び② 事業 卸売業、小売業、サービス業等の営業や、大工、保険の外交員、農作物の生産、畜産等	「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に金額を記入してください。 申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※収支内訳書が必要な人は、税務課市民税担当にご請求ください。 ※専従者控除がある場合は、申告書裏面の「12 事業専従者に関する事項」の欄にも記入してください。 ◇1年間の収支がわかる書類を作成し、添付してください。
ウ及び③ 不動産 貸家、貸地、貸アパート等	一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。 ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。
エ 利子 国外の銀行等の預金の利子など	
オ及び⑤ 配当 株式、出資金の配当、投資信託の 収益の分配など	収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の「9 配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、申告書裏面の「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の欄に住民税分（5%）を記入してください。 〈注意〉 上場株式等に係る配当所得について申告した場合、この所得についても配偶者控除や扶養控除等の判定の基になる合計所得に算入されます。この合計所得金額は、市民税・県民税の非課税判定に用いられるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定にも用いられます。また、一度申告したものについては、取り下げることができません。 ※所得税の確定申告をした特定配当等の所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、以下の手順により申告してください。また、申告は住民税の納税通知書が届く前までに行ってください。 ①住民税では計上しない特定配当等の所得以外の所得及び控除について確定申告に準じて記入する。 ②申告書の余白に朱書きで「申告不要制度の適用」と記入する。 ③申告書に確定申告書の控えの写しを添付する。
カ 給与 給与、賃金、賞与	源泉徴収票の支払金額をカに記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。 源泉徴収票がない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄に記入してください。 専従者給与がある人は、「うち専従者給与」の欄に収入金額を記入し、専従者給与支払者名等を申告書裏面の「6 給与所得内訳」欄内の「勤務先2」に記入してください。
キ 雑所得（公的年金等） 国民年金、厚生年金、企業年金など	源泉徴収票の支払金額をキの欄に記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。
ク及び⑦ 雑所得（その他） 個人年金、講演料など	収入金額をクに記入してください。 ◇支払証明書等があれば添付してください。 収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を⑦に記入してください。 申告書裏面の「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
ケ及び⑧またはコ及び⑧ 総合譲渡 骨董品、ゴルフ会員権等 サ及び⑧ 一時 生命保険契約に基づく一時金など	申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、所得金額イの金額を申告書表面のケに、所得金額ロの金額を申告書表面のコに、所得金額ハの金額を申告書表面のサに、ニの金額を申告書表面の⑧に記入してください。 ※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則 50 万円、一時所得が原則 50 万円です。 ◇支払証明書等があれば添付してください。

## ●所得控除…要件を満たす場合、該当する項目に記入してください

### ⑩社会保険料控除…あなたや生計を一にする親族等の国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等をあなたが支払った場合

「⑩社会保険料控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。

◇支払った証明書か領収書を添付してください。  
※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

申告書の書き方（例）

⑩	合計額	152	1	7	8	6	0	0
社会保険料控除	国民健康保険	15,600	1	5	6	0	0	0
	国民年金	13,000	1	3	0	0	0	0

### ⑪小規模企業共済等掛金控除…確定拠出年金法による個人型年金加入者掛金等をあなたが支払った場合

「⑪小規模企業共済控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。

◇支払った証明書か領収書を添付してください。※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

### ⑫生命保険料控除…あなたや親族等の生命保険や個人年金等をあなたが支払った場合

「⑫生命保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。

◇保険会社が発行した証明書を添付してください。  
※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

申告書の書き方（例）

⑫	新生命保険料支払額	157	1	2	2	3	2	1
	旧生命保険料支払額	161						
	新個人年金保険料支払額	158		3	6	0	0	0
	旧個人年金保険料支払額	162						
	介護医療保険料支払額	156		4	2	3	5	0

### ⑬地震保険料控除…地震保険料、旧長期損害保険料（平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの）をあなたが支払った場合

「⑬地震保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。

◇保険会社が発行した証明書を添付してください。  
※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

### ⑭寡婦（夫）控除…あなたが寡婦（寡夫）である場合 ※下表のいずれかに当てはまる場合

「⑭寡婦（寡夫）控除」の欄に特定の寡婦の人は右の欄（特寡）に、寡婦または寡夫の人は左の欄（寡）に○を記入し、該当する理由にチェックしてください。  
※離婚や扶養の状況等については、前年の 12 月 31 日の現況によって判断します。（年途中で死亡した場合は、死亡の日）

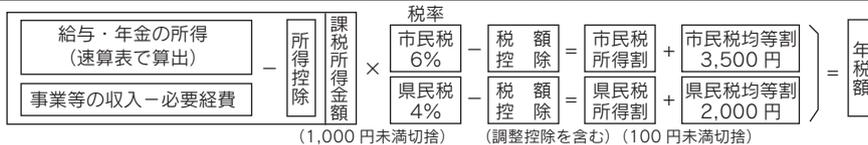
申告書の書き方（例）

⑭	寡婦（寡夫）控除	<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）控除	<input checked="" type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 生死不明
		<input type="checkbox"/> 離別	<input type="checkbox"/> 離別	<input type="checkbox"/> 未帰還
	学校名			
	学年			

区分	対象
寡婦	次の①又は②のいずれかに該当する人 ①夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子を有する。 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が 500 万円以下である。
特定の寡婦	上の寡婦（①又は②）に該当する人のうち、前年の合計所得金額が 500 万円以下で、子が扶養親族である人
寡夫	次の①～③のいずれかに該当する人 ①妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない人又は妻の生死が明らかでない人。 ②総所得金額が 38 万円以下の生計を一にする子を有する。 ③合計所得金額が 500 万円以下である。



# 市民税・県民税の算出方法



## 給与・公的年金の所得計算表

○給与収入

(単位：円)

○公的年金等

(単位：円)

収入金額A	給与所得金額
～ 1,618,999	A - 650,000
1,619,000～ 1,619,999	969,000
1,620,000～ 1,621,999	970,000
1,622,000～ 1,623,999	972,000
1,624,000～ 1,627,999	974,000
1,628,000～ 1,799,999	(A÷4)×2.4
1,800,000～ 3,599,999	(A÷4)×2.8-180,000
3,600,000～ 6,599,999	(A÷4)×3.2-540,000
6,600,000～ 9,999,999	A×0.9-1,200,000
10,000,000～	A-2,200,000

昭和30年1月2日以降に生まれた方 (65歳未満)	
収入金額B	年金所得(雑所得)の金額
～ 1,299,999	B - 700,000
1,300,000～ 4,099,999	B×0.75-375,000
4,100,000～ 7,699,999	B×0.85-785,000
7,700,000～	B×0.95-1,555,000
昭和30年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上)	
収入金額B	年金所得(雑所得)の金額
～ 3,299,999	B - 1,200,000
3,300,000～ 4,099,999	B×0.75-375,000
4,100,000～ 7,699,999	B×0.85-785,000
7,700,000～	B×0.95-1,555,000

※(A÷4)は千円未満切捨 ※計算結果がマイナスの場合は0円となります

## 所得控除額一覧

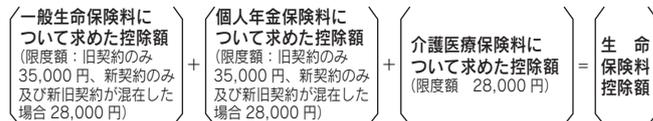
区分	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額-保険等による補てん金額)-5万円
医療費控除	(支払った医療費-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) ※控除の限度額200万円 【セルフメディケーション税制】 (特定のスイッチOTC医薬品の購入費用-保険等の補てん額)-12,000円 ※控除の限度額88,000円
社会保険料控除	支払金額
小規模企業共済等掛金控除	支払金額

区分	保険料の支払金額		地震保険料控除額
	地震	～ 50,000円	支払金額×1/2
	50,001円～		一律25,000円
旧長期	～ 5,000円		支払金額の全額
	5,001円～ 15,000円		支払金額×1/2+2,500円
	15,001円～		一律10,000円
地震と旧長期の両方の保険料の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額 ※控除の限度額25,000円			
種類	一般生命保険料・個人年金保険料		
	限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円	
●旧契約●	控除額計算表	保険料の支払金額	生命保険料控除額
		～ 15,000円	支払金額の全額
		15,001円～ 40,000円	支払金額×1/2+7,500円
		40,001円～ 70,000円	支払金額×1/4+17,500円
	70,001円～		一律35,000円
●新契約●	種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料	
		限度額	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円
●新契約●	控除額計算表	保険料の支払金額	生命保険料控除額
		～ 12,000円	支払金額の全額
		12,001円～ 32,000円	支払金額×1/2+6,000円
		32,001円～ 56,000円	支払金額×1/4+14,000円
	56,001円～		一律28,000円

区分	控除額(住民税)	控除額(所得税)	人的控除の差額		
基礎控除	33万円	38万円	5万円		
寡婦(寡夫)控除	26万円	27万円	1万円		
特定寡婦控除	30万円	35万円	5万円		
勤労学生控除	26万円	27万円	1万円		
障害者控除	特別(身体障害者1・2級、精神1級、療育A)	30万円	40万円	10万円	
	その他(上記以外の障害者手帳)	26万円	27万円	1万円	
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円	
扶養控除	一般	昭和25年1月2日～平成9年1月1日生 平成13年1月2日～平成16年1月1日生	33万円	38万円	5万円
	特定	平成9年1月2日～平成13年1月1日生	45万円	63万円	18万円
	老人	昭和25年1月1日以前生まれ	38万円	48万円	10万円
	同居老人親族等		45万円	58万円	13万円

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額※( )内は所得税の控除額						
	900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下		
	控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額	
配偶者控除	38万円以下	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)	2万円
	老人控除対象配偶者	38万円(48万円)	10万円	26万円(32万円)	6万円	13万円(16万円)	3万円
配偶者特別控除	38万円超40万円未満	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)	2万円
	40万円以上45万円未満	33万円(38万円)	3万円	22万円(26万円)	2万円	11万円(13万円)	1万円
	45万円以上85万円以下	33万円(38万円)	0円	22万円(26万円)	0円	11万円(13万円)	0円
	85万円超90万円以下	33万円(36万円)	0円	22万円(24万円)	0円	11万円(12万円)	0円
	90万円超95万円以下	31万円(31万円)	0円	21万円(21万円)	0円	11万円(11万円)	0円
	95万円超100万円以下	26万円(26万円)	0円	18万円(18万円)	0円	9万円(9万円)	0円
	100万円超105万円以下	21万円(21万円)	0円	14万円(14万円)	0円	7万円(7万円)	0円
	105万円超110万円以下	16万円(16万円)	0円	11万円(11万円)	0円	6万円(6万円)	0円
	110万円超115万円以下	11万円(11万円)	0円	8万円(8万円)	0円	4万円(4万円)	0円
	115万円超120万円以下	6万円(6万円)	0円	4万円(4万円)	0円	2万円(2万円)	0円
	120万円超123万円以下	3万円(3万円)	0円	2万円(2万円)	0円	1万円(1万円)	0円
	123万円超	0円(0円)	0円	0円	0円	0円(0円)	0円

●旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等  
●新契約…平成24年1月1日以降に締結や更新した保険契約等  
※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合



※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧契約で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。 限度額70,000円

調整控除	合計課税所得金額	調整控除額の算出方法
調整控除	200万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%) ①所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計額 ②住民税の合計課税所得金額
	200万円超	(所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計額- (住民税の合計課税所得金額-200万円))×5% (市民税3%、県民税2%)ただし計算結果が2,500円未満の場合は、2,500円。

※人的控除の差額については、左記の表をご参照ください。

### 市民税・県民税納税通知書等の発送について

納税通知書は、6月中旬に発送します。  
なお、非課税通知書は発送しませんので、ご了承ください。  
※この申告書の手引きは令和元年12月現在の法律に基づいています。